

産商第 158 号
平成 14 年 11 月 18 日

財団法人洛西ニュータウン管理公社
理事長 海堀安喜 様
株式会社高島屋
代表取締役社長 増倉一郎 様

京都市長 榎本頼兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成 14 年 5 月 31 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地の 5 , 5 番地の 8 及び 5 番地の 9

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 11 年通商産業省告示第 375 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

洛西中央通における来店客車両による短時間駐車等の違法駐車防止について、引き続き適切な対応が望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、洛西新住宅市街地開発事業の都市計画決定に基づき建設された洛西ニュータウンの中心部に位置し、都市計画上の商業地域に立地している。

当該商業施設は、住宅から離れた公共施設等が立地している区画内にあり、周辺の状況は、東側は公園、河川、福西本通を隔てて中層住宅（5階建）、南側は竹の里北通を隔てて高層住宅（11階建）、西側は洛西中央通を隔てて低層住宅、北側は西京区役所洛西支所等の公立施設が立地している。

なお、洛西中央通において、来店客によるものと思われる車両の路上駐車が見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定により開催された説明会において、出席者の意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関係では、高島屋洛西店の営業時間の延長により、一日あたりの総来店客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場については、予測によれば店舗駐車場に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場についても、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、予測に基づくピーク時の必要台数は確保されており、駐輪場に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、予測によれば、現在の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が12%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.48dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、洛西中央通における来店客車両による短時間駐車等の違法駐車等の防止については、平成13年2月27日付けの変更届出（大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加）に対する、平成13年10月22日付けの市の意見の中で付帯意見として指摘しているところであり、引き続き適切な対応が望まれる。